# 固定資産税現所有者・代表相続人指定申告書

次のとおり、被相続人:　　様(　　年　　月　　日死亡)名義に係る朝日町固定資産税について、朝日町税条例第74条の3の規定に基づき、現所有者を申告します。

また、併せて地方税法第9条の2の規定に基づき、代表相続人を指定します。

年　　月　　日

三重県三重郡朝日町長　様

| | | | |
|---|---|---|---|
| 被相続人 | 住　所 | (ふりがな)<br>氏　名 | |
| 相続人(現所有者)の代表者 | 住　所(〒　　－　　)<br>電話番号　　－　　－ | (ふりがな)<br>氏　名　　㊞<br>生年月日　T・S・H　　年　　月　　日 | 被相続人との続柄 |
| 申告者 | 住　所(〒　　－　　)<br>電話番号　　－　　－ | (ふりがな)<br>氏　名　　㊞ | |

※相続人(現所有者)が2人以上の場合は、下記にご署名ください。

被相続人に係る朝日町固定資産税の相続人(現所有者)の代表者として、上記のとおり指定しましたので、相続人全員が承諾の上、申告します。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 代表相続人以外の相続人(現所有者) | 住　所(〒　　－　　)<br>電話番号　　－　　－ | (ふりがな)<br>氏　名　　㊞<br>生年月日　T・S・H　　年　　月　　日 | 被相続人との続柄 |
| | 住　所(〒　　－　　)<br>電話番号　　－　　－ | (ふりがな)<br>氏　名　　㊞<br>生年月日　T・S・H　　年　　月　　日 | 被相続人との続柄 |
| | 住　所(〒　　－　　)<br>電話番号　　－　　－ | (ふりがな)<br>氏　名　　㊞<br>生年月日　T・S・H　　年　　月　　日 | 被相続人との続柄 |
| | 住　所(〒　　－　　)<br>電話番号　　－　　－ | (ふりがな)<br>氏　名　　㊞<br>生年月日　T・S・H　　年　　月　　日 | 被相続人との続柄 |

※　太枠内をご記入ください。

※　この申告書は、朝日町固定資産税の現所有者・代表相続人を指定するものであり、相続登記(名義変更)または相続税とは関係ありません。なお、相続登記は法務局へ、相続税は税務署へお尋ねください。

※　既に相続登記の手続きが完了している場合は、この申告書の提出の必要はありません。

※　相続放棄をされている場合は、下欄に氏名及び被相続人との続柄をご記入ください。

| 氏名 | 続柄 | 連絡先 | 氏名 | 続柄 | 連絡先 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |

摘要

相続登記について　□手続き中　□予定あり(　　年　　月頃)　□予定なし

〒510-8522
三重県三重郡朝日町大字小向893番地
朝日町役場　税務課
固定資産税係
電　話　059－377－5655
ＦＡＸ　059－377－2790

# 固定資産現所有者・相続人代表者指定申告書について

1．相続人代表者（現所有者）について

固定資産税は、賦課期日である1月1日現在、登記簿、土地・家屋補充課税台帳に登記又は登録されている方に課税することになっています。【地方税法第343条第1項・第2項】

（1）賦課期日（1月1日）以後に登記又は登録されている所有者が亡くなった場合

被相続人にかかる徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者を相続人の中から指定します。【地方税法第9 条の2第1項】⇒　相続人代表者

（2）賦課期日（1月1日）以前に登記又は登録されている所有者が亡くなっている場合

賦課期日現在においてその土地又は家屋を現に所有している方が固定資産税の納税義務者となります。

【地方税法第343条第2項】⇒　現所有者

○　個人の場合、主として相続人が現に所有している方が該当します。相続人が複数名いる場合には、代表を選んでいただくことになります。（遺産の分割が終了して登記が完了するまでは、当該固定資産は相続人全員の共有となり、連帯して納税義務を負うことになります。）

【地方税法第10条の2】

○「相続人（現所有者）の代表者」欄は、被相続人の固定資産について相続権を有する方の中で代表者となられる方をご記入ください。なお、相続人（現所有者）の代表を決定するにあたっては、相続権を有する全ての方とご協議のうえ決定してください。

○ 当該固定資産に係る納税通知書等は相続人（現所有者）の代表者に対して送付されます。

2．添付書類について

次の①から⑤の項目に該当する場合は、次に掲げる書類を添付して下さい。

① 遺産分割協議書・遺言などがある場合・・・・・・・・（遺産分割協議書、又は遺言証書「公正証書」）

② 相続人の中に相続放棄した方がいる場合・・・・・・・（相続放棄申述受理証明書）

③ 相続人全員で相続の限定承認をされた場合・・・・・・（相続の限定承認申述受理証明書）

④ 被相続人の生前に固定資産が売買されている場合・・・（売買契約書）

⑤ すでに固定資産が贈与されている場合・・・・・・・・（贈与を証する書面）

※添付書類は、写しでも可。

3．この申告書をご提出いただけない場合、朝日町が相続人（現所有者）の代表を指定させていただく場合があります。

お問い合わせ先

〒510－8522　三重県三重郡朝日町大字小向893番地

朝日町役場　税務課　固定資産税係　電話059－377－5655（直通）